

公益財団法人福島県総合社会福祉基金令和7年度貸付・助成募集要項

公益財団法人福島県総合社会福祉基金は、公益目的事業として社会福祉事業を経営するもの及び社会福祉活動を行う福祉団体等に対し、必要な資金の貸付・助成を行っております。

令和7年度の貸付・助成については、次のとおり募集いたします。

1 貸付事業について

◆ 募集内容

資金の種類	施設整備資金	運営資金
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の新設・増築・改築・修理・設備整備・備品整備及び用地取得に要する資金で国・県等の補助事業の対象であるもの(介護老人保健施設を含む) 社会福祉施設の小規模な施設改修に要する資金(国、県等の補助事業の対象外でも貸付対象となります) 	<ol style="list-style-type: none"> 施設の整備、福祉団体等の運営につき、各種補助金等の交付までの間に必要とする資金(各種補助金の交付が決定しているもの) 施設の運営及び福祉団体等の活動に要する資金で施設の運営実績があり、審査委員会が適当と認めたもの
貸付限度額	本基金が貸付対象と認める経費(※1)から、国もしくは県の補助金または公益事業補助金(※2)又は独立行政法人福祉医療機構からの貸付金を控除した額に4分の3を乗じて得た額(※3)	<ol style="list-style-type: none"> 各種補助金、給付金額に4分の3を乗じて得た額の範囲内で必要とする額 対象事業2については、2千万円以内
償還期間	5百万円未満：5年以内 5百万円以上1千万円未満：10年以内 1千万円以上：15年以内	1年以内で本基金が指定する日
貸付利率	独立行政法人福祉医療機構の令和7年4月1日現在の貸付利率に準じる。	年1.0%
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 社会福祉法人 公益法人 宗教法人その他公益事業を行う特殊法人 社会福祉又は介護保険に関する事業を行うものとして本基金の審査委員会が適当と認めたもの(介護老人保健施設を開設する医療法人等) 	<ol style="list-style-type: none"> 社会福祉法人 公益法人 社会福祉協議会 社会福祉又は介護保険に関する事業を行うものとして本基金の審査委員会が適当と認めたもの 国、県、市町村、日本財団、中央競馬馬主社会福祉財団等の補助金の交付を受けることが確定したもの
備考	<ol style="list-style-type: none"> 原則として、貸付決定前に既に契約済みである工事代金や土地購入代金、備品購入等の代金は貸付けの対象になりません。 貸付は2名以上の連帯保証人により行います。また、物的担保を徴する場合があります。 	<ol style="list-style-type: none"> 貸付は2名以上の連帯保証人により行います。また、対象事業2については、物的担保を徴する場合があります。

※1 独立行政法人福祉医療機構の基準面積、基準単価を適用して算出したものが本基金が認める経費になります。

※2 日本財団、中央競馬馬主社会福祉財団等による補助金

※3 見積額により申し込いただきますが、実際の貸付にあたっては、契約額により算出した額が上限となります。

●令和7年度の貸付申込みについて

貸付については、随時申込みを受付けますので、当基金へ御相談ください。

なお、貸付は審査委員会における審査を経て、決定いたします。

(申込から決定までは概ね3ヶ月を要します。)

2 助成事業について(令和8年3月までに完了する事業)

◆ 募集内容

助成の種類	施設福祉	地域福祉
対象事業	施設・設備の整備事業 (国・県・市町村及び公益法人その他の民間団体の補助を受けて行うものを除く)	1 在宅福祉の向上を目的とする事業 2 地域福祉の推進を目的とする福祉団体、ボランティア団体等の活動(活動に必要な資機材の整備を含む。) ただし、国、県補助事業、公費委託事業及び団体運営に要する人件費等の経常経費は対象外。
助成限度額	400万円以内	150万円以内
助成率	助成対象と認める経費の8/10以内	
対象者	1 社会福祉法人(社会福祉協議会を含む) 2 公益法人(特例民法法人を含む) 3 宗教法人、その他公益事業を行う特殊法人 4 社会福祉に関する事業を行うもので、審査委員会が適当と認めたもの 5 特定非営利活動法人 6 福祉活動を行っているボランティア団体 7 福祉活動を行っている団体で、審査委員会が適当と認めたもの 8 その他、審査委員会が適当と認めたもの ※ 営利を目的とした事業者は対象となりません。	
備考	1 過去5年(令和2年度～令和6年度)に助成を受けた団体は対象になりません。 2 助成決定以前に既に「契約・着手」している事業は助成の対象になりません。 3 施設開設後、1年を経過していない団体は助成の対象になりません。 4 学童保育、子ども食堂、フードバンクは助成の対象になりません。 5 申込事業が法令上違反状態にあり、解消を目的とした事業は助成の対象になりません。	

3 申込手続きについて

◆ 申込み方法

申込書類に記入し、必要書類(ホームページもしくは別紙「助成募集の御案内」参照)を添付のうえ、下記申込書提出先に提出してください。

※ 必ず保健福祉事務所等に意見書の作成を依頼してください。

◆ 保健福祉事務所等の意見書について

次の機関に申込書の写し及び必要書類の写しを添えて、意見書の作成を依頼してください。

作成された意見書は、基金に直送されます。

- 各保健福祉事務所、中核市は市の福祉担当課(ボランティア団体を除く)
(中核市にある社会福祉法人で所轄が県の場合は、各保健福祉事務所又はいわき地方振興局)
- 助成事業について、ボランティア団体は各市町村社会福祉協議会

※ 保健福祉事務所等から別途指示があった場合には、その指示にしたがってください。

意見書の交付に時間がかかることもありますので、早めに依頼するようにしてください。

◆ 申込期日

令和7年5月12日(月)～令和7年6月6日(金)(必着)

◆ 貸付・助成の決定

審査委員会における審査を経て、決定いたします(令和7年8月予定)。

貸付・助成は当基金の公益目的事業として実施するものであり、決定された事業は公表します。

審査の結果、貸付・助成できない場合があります。

◆ 申込書提出・お問い合わせ先

福島県福島市杉妻町2-16(福島県保健福祉部社会福祉課内)

公益財団法人 福島県総合社会福祉基金

電話 024-521-7664 FAX 024-521-7917

(重要)申請者が保健福祉事務所等へ意見書の作成を依頼するとともに、直接総合社会福祉基金へ申込書を御提出下さい。いずれか一方の申請では申込み完了となりませんので御注意願います。(保健福祉事務所等では、申込書の受付はいたしません。)また、申込書を当基金へ送付されましたら、必ず電話で送達の確認をしてください。